議会運営委員会 会議録

日 時 平成31年2月22日(金曜日) 午前10時開会,午前11時22分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
- (1) 平成31年第2回(6月)定例会の日程(案)について
- (2) 平成31年第1回(3月) 定例会の運営について
 - ① 日程(案) について
 - ② 上程される議案等について
 - ③ 請願・陳情について
 - ④ 各種委員会委員の選出について
- (3) 要望書について
- (4) 委員会会議録のネット公開について
- (5) 常任委員会の委員の任期について
- (6) 国及び県への要望について
- (7) その他
- 5 閉 会

出席委員(7名)

委員長 内田 卓男

副委員長 小坂 博

委員 寺内 充

委 員 吉田 博史

委 員 篠塚 昌毅

委 員 平石 勝司

委 員 島岡 宏明

欠席委員(0名)

その他出席した者(2名)

議 長 海老原 一郎

副議長 福田 一夫

説明のため出席した者 (3名)

副市長 五頭 英明

市長公室長 船沢 一郎

財政課長 佐藤 亨

事務局職員出席者(5名)

局 長 塚本 哲生

次 長 川上 勇二

係 長 宮崎 清司

主 査 村瀬 潤一

主 査 寺嶋 克己

傍聴者(0名)

○内田委員長 おはようございます。お時間ですので議会運営委員会を開会いたします。 傍聴は無いようですか。

(「はい」の声あり)

- **○内田委員長** はい、無いようでございます。それでは、まず久しぶりに議長の方から 挨拶願います。
- ○海老原議長 おはようございます。今日はお集まりいただいてありがとうございました。今回、平成最後の定例会ということで、特に3月ですから、3月は予算委員会がございますので、色々決めていただくことがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。
- **〇内田委員長** はい,ありがとうございました。それでは,早速,協議事項に入ります。 協議事項(1)平成31年(新元号元年)ということでございますが,第2回(6月)定 例会の日程(案)について,協議をお願いいたします。執行部からご説明願います。は い,副市長。
- ○五頭副市長 おはようございます。平成31年実際には(新元号元年)になってからでございますけれども、第2回(6月)定例会の日程でございます。別紙資料のNo.1をご覧いただきたいと思いますが、6月4日火曜日開会、6月18日火曜日閉会、会期15日間でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇内田委員長** はい。ということでございますが、何か、まあ我々の頭も、あんまりこっちの方へ、いっておりませんので、それでよろしいですね。

(「はい」との声あり)

- ○内田委員長 それでは、第2回定例会の日程については執行部のご説明の通りといた します。平成31年第1回(3月)定例会の運営について協議をお願いいたします。執 行部から日程の説明願います。
- ○五頭副市長 それでは、平成31年第1回(3月)定例会の日程でございます。資料No.2をご覧いただきたいと思います。3月5日火曜日開会、3月19日火曜日閉会、会期15日間でお願いをするものでございます。なお、3月13日水曜日一般質問の3日目でございますが、市立中学校全校の卒業式の日に当ります。従いまして、会議時間を午後1時30分とするものでございます。また、3月19日火曜日最終日につきましても、市立小学校全校の卒業式の日に当たりますので、会議時間を同様の午後1時30分とするものでございます。また、全員協議会でございますが、3月13日水曜日一般質問の3日目、午後1時15分から開会をお願いしたいと思います。案件につきましては、最終日に提案予定の人事案件、2件ございます。公平委員会委員、人権擁護委員、この2件についてご説明をするものでございます。現在のところ3月5日の初日、3月19日の最終日は全員協議会の開催をお願いする予定はございませんが、場合によっては開催をお願いすることが生じた場合には、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。○内田委員長 来月の定例会の日程についてご説明がありましたが、皆さんの方から何

(「はい」との声あり)

かございますか。前回に、卒業式との関連で議論をしましたので、よろしいですね。

〇内田委員長 はい,よろしくお願いいたします。それでは、次に執行部から、上程される議案についてご説明をお願いいたします。まず、報告ですか。はい、どうぞ。

○船沢市長公室長 おはようございます。それでは、議案等概要でご説明させていただ きます。1ページお捲りいただけますでしょうか。1ページと2ページで、提出案件の 一覧の方を示させていただいてございます。まず、1ページの方から報告案件でござい ます。専決処分につきましてが、全部で7件ございます。内、和解が6件となってござ います。議案につきましてが、条例が9件、通常分と消費税引き上げ関係が32件ござ います。今回は消費税関係がございますので、条例の本数が多い状況となってございま す。2ページをお願いいたします。予算9件、こちらにつきましては、新年度予算とな ってございます。例年と一つ違いますのは、駅北の特会、それが事業完了によりまして、 新年度からは駅北の特会が入っていない状況となってございます。それから、契約協定 につきましてが2件、市道の認定等が2件、また1ページお捲りいただけますでしょう か。3ページ訴えの提起が1件、規約の変更が1件、財産の処分が1件、補正予算でご ざいますが、こちらにつきましては、最終日の追加議案といたしまして、9件を予定し てございます。それから、人事案件でございます。こちらにつきましても、最終日提出 でございますが、公平委員会委員に関するものが1件、それから、人権擁護委員につき ましては、諮問という形になりますが、1件を最終日に提出予定しているものでござい ます。それでは、個別具体で4ページの方から、専決処分の方からご説明を申し上げま す。まず、報告第1号でございます。こちらにつきましては、市立博物館の緊急修繕に 関するものでございます。こちらにつきましては、建物の定期点検の結果、博物館の外 壁の上部が剥離いたしまして、落下の恐れがあるということが判明いたしまして、早急 に対応が必要となったことから、12月18日をもちまして専決処分の方をさせていた だいたものでございます。応急対応といたしまして、旧6号国道側につきましては、植 栽で緩衝帯がございます。それに対しまして、亀城公園側につきましては、緩衝帯がご ざいませんので,今現在バリケードを置かせていただきまして,安全対策は取らせてい ただいている状況でございます。中ほどの一般会計歳入歳出予算の方をご覧下さい。歳 入歳出とも1,355万4,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を512億 9,032万8,000円とさせていただいたものでございます。続きまして和解の6 件につきまして順次ご説明の方を申し上げます。報告第2号につきましては、台風24 号によります松並木の枝折れによる物損事故でございます。これにつきましては、フェ ンスの破損に関するものでございます。1ページお捲りいただけますでしょうか。5ペ ージの方をお願いいたします。報告第3号につきましては、歩車道境界ブロックの損傷 による人身事故。こちらにつきましては、具体的に自転車の転倒によるものでございま す。報告第4号につきましては、段差の接触による車両の物損事故。報告第5号につき ましては、マンホールと道路面との段差による車両の物損事故。6ページの方をお願い いたします。報告第6号につきましては、市営住宅管理瑕疵に掛かる物損事故。これに つきましては、上の階からの水漏れに関するものでございます。報告第7号につきまし ては、台風24号によりますヒバの枝折れによります物損事故。こちらにつきましては、

車両の損壊でございます。以上6件それぞれの和解につきまして、専決処分の方を行いましたのでご報告を申し上げるものでございます。説明につきましては以上でございます。

- **〇内田委員長** 報告は全て終わりましたね。報告について何かございますか。はい, ど うぞ, 篠塚さん。
- ○**篠塚委員** 報告第6号の住宅の排水管の詰まりなんですが、これは住居人の瑕疵ではないのですか。
- ○船沢市長公室長 こちらにつきましては、入居から1週間して漏れが発生したものでございまして、ほとんど、入居直後ということですので、今回につきましては市の方で対応をさせていただいたものでございます。
- ○篠塚委員 2階の方が入居して1週間なんですか。
- ○船沢市長公室長 はい、その通りです。
- ○篠塚委員 分かりました。
- ○内田委員長 よろしいですか。
- ○篠塚委員 はい。
- ○内田委員長 他にございますか。

(「ありません」との声あり)

〇内田委員長 無いようです。それでは報告はこの程度で、条例について公室長説明お願いします。

○船沢市長公室長 それでは7ページの方からご説明をさせていただきます。議案第1 号土浦市消費者安全条例の一部改正につきましては,消費者教育推進法に基づきまして, 消費者教育推進地域協議会、こういった新しい協議会に関する規定を追加するための改 正でございます。この協議会の役割でございますが、様々な消費に関する問題が発生し ている中,市民に対しまして正しい知識,それから理解を得るための教育を充実させる ものでございまして、4月1日から施行するものでございます。議案第2号土浦市医療 福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、県要綱の改正に伴うものでござい まして、これまでマル福の対象となってございませんでした精神障害者1級所持者を追 加するものでございまして、4月1日から施行するものでございます。8ページとなり ます。議案第3号土浦市駐車場条例の一部改正につきましては、まず一つ目の黒丸でご ざいます。こちらにつきましては、土浦駅の東西駐車場の料金の値下げに関するもので ございまして,具体的には1日における最高限度額,現在は1,500円となっている ものを、1、000円とするものがまず一つ、それから1か月の定期でございます。現 在この表の中にあります通り、1ヶ月が1万2、300円、それから休日を除くものが 1万2千百円という設定がございますが、1万円に値下げをするものでございます。二 つ目のポチでございます。これまで自動二輪の駐車料金につきましては,規定がござい ませんでしたので、新たに追加を行うもので、7月1日から施行するものでございます。 二つ目の黒丸でございます。内西駐車場の定期駐車料金の改正でございまして,こちら につきましては、消費税増税分の改正でございます。こちらにつきましては、裁判所横

にある駐車場が内西駐車場でございます。恐れ入ります。また1ページお捲りいただき まして,9ページからご説明をさせていただきます。議案第4号土浦市立学校の設置及 び管理に関する条例の一部改正につきましては、昨年の12月の全員協議会でご報告を 申し上げました上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画に基づきまして、上西小 を菅谷小に暫定的に統合するため、上西小を条例から削除するものでございまして、こ ちらにつきましては、平成32年4月1日施行するものでございます。議案第5号土浦 市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につき ましてご説明させていただきます。放課後児童支援員になるためには、県の方の研修を 受ける必要がございます。その受講資格に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加 するもので、4月1日から施行するものでございます。専門職大学という言葉あまり聞 きなれない言葉と存じますが,学校教育法が一部改正になりまして,4月から専門職大 学というものが新しく出来ることになります。具体例で申し上げますと,テレビコマー シャルで東京モード学院というところがありますが、そこが4月から専門職大学となり まして、名前が国際ファッション専門職大学という名前になります。こういった専門職 大学の前期課程を修了しますと、短大卒と同等の資格が得られることになります。それ で、こういった受講資格に該当するという内容でございます。10ページの方をお願い いたします。議案第6号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関 する条例の一部改正につきましては、こちらにつきましても、全条例と同様に、水道課 の布設工事監督等の資格に、学校教育法の大学卒業の規定がございますので、資格要件 に先ほど申し上げました専門職大学の規定を追加する等の改正でございます。それから、 二つ目でございますが,技術士法施行規則の改正でございまして,試験科目の方で,水 道環境という項目が廃止になったことで、条例からも削除するものでございます。議案 第7号土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定につきましては、公共施設及びインフ ラ施設の整備等に要する財政負担の年度間の平常化を図るための基金を設置するため制 定するものでございまして、4月1日から制定するものでございます。まずは、今年度 当初に条例の制定の方をお願いいたしまして,同時に予算の方では,名目設定として1, 000円の予算の計上をさせていただいているところでございます。今後といたしまし ては,来年度以降決算剰余金の基金積み立ての活用の方を検討してまいりたいと考えて ございます。11ページでございます。議案第8号土浦市土浦駅前北地区市街地再開発 事業特別会計条例及び土浦・阿見都市計画事業土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業 の施行に関する条例の廃止につきましては、事業の完了に伴い廃止するものでございま して、4月1日から施行するものでございます。議案第9号土浦市肥育牛生産施設条例 の廃止につきましては、昭和58年地域改善団体のため、旧新治村におきまして整備し ました施設が老朽化いたしまして、利用者の方からの使用取りやめの申し出がありまし たことから、施設を取り壊し土地を原状回復の上、地主に返還するため不要となる施設 条例を廃止するものでありまして、4月1日から施行するものでございます。それから、 議案第10号から第41号につきましては、行政財産使用料、各公共施設の消費税引き 上げに伴う条例の一部改正でございまして、10月1日から施行するものでございます。

条例に関する説明は以上でございます。

- ○内田委員長 はい、条例たくさんありますが何かございますか。はいどうぞ。
- ○篠塚委員 施行期日、平成になっているんですが、元号が変わる時に条例変更という形を取るんですか。それはそのままで大丈夫なんですか。
- **〇船沢市長公室長** こちらにつきましては、県とか国とか平成の表記について確認したのですが、31年度は途中で元号が変わることが決まっているのですが、こういった表記、県についても、国においても表記していることで、それに合わせる形で現時点においては、こういった表記を使っている状況でございます。特に変わることはないかと思います。
- ○篠塚委員 条例変更の議案は上がらないということで理解していいですね。
- ○船沢市長公室長 はい。
- **○内田委員長** ということは自動的に新元号になっちゃうということ。条例改正しなくても。
- ○船沢市長公室長 はい。
- ○内田委員長 他にございますか。
- ○小坂副委員長 8ページの議案第3号ですが、土浦市駐車場条例の値下げということなんですが、消費税で変わらないのですか。7月1日からで。10月1日から変わらなく1万円でいくのかどうか。
- **〇船沢市長公室長** こちらにつきましては内税ということで、それはまた考えさせていただきます。
- ○内田委員長 よろしいですか。
- ○小坂副委員長 はい。
- ○内田委員長 他にないですか。

(「ありません」との声あり)

- ○内田委員長 はい。それでは、予算について説明願います。
- ○船沢市長公室長 それでは、13ページの方からご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、予算9件でございまして、一般会計及び特別会計の新年度の予算案となります。一般会計につきましては、530億2,000万円で前年度と比べますと、19億4,000万円で、3.8%の増となってございます。特別会計につきましては、388億4,000万円で、前年度比10億4,000万円で、2.4%の減、全体といたしましては、918億6,000万円で前年度比9億円、1.0%の増となります。なお特別会計の内、先ほど申し上げました駅北の特会につきましては、事業終了に伴いまして廃止となるため、特別会計の減の要因となってございます。14ページの方をお願いいたします。こちらにつきましては、詳しくは午後の内示会で個別に説明させていただきますが、全体の概要といたしましてご説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、市税につきましては景気回復の影響、税制・税率改正によりまして3億円の増、国庫支出金、市債につきましては、市民会館、給食センター、汚泥再生処理センター等の事業の本格化によりまして増となります。歳出といたしましては、民生費では扶

助費の計上による増の他,本市の特徴ではございますが,教育費につきましては歳入同様,市民会館,給食センター,更には茨城国体開催等で大きく増となってございまして,公債費も増となる傾向になります。改めまして午後の内示会の方で概要につきまして,ご説明させていただきたいかと存じます。説明につきましては以上でございます。

○内田委員長 はい、予算についてということで如何ですか。午後もありますからよろ しいですか。

(「いいでしょう」との声あり)

- 〇内田委員長 次は訴えの提起か、違う契約か。
- ○船沢市長公室長 15ページになります。
- 〇内田委員長 はい,公室長。
- ○船沢市長公室長 15ページ契約からご説明させていただきます。議案第51号神立 駅周辺地区都市再生整備計画事業の施行に関する基本協定の一部を変更する協定の締結 につきましては、こちらにつきましては、毎年度 J R 工事の進捗状況に合わせまして、 臨時協定を結んでございますので、協定の締結につきまして議会の議決をお願いするも のでございます。続きまして、議案第52号でございます。土浦市汚泥再生処理センタ 一整備事業実施設計及び建設工事請負契約の締結につきましては、プロポーザルにより 選定されました、クボタ環境サービス株式会社との随意契約につきまして議会の議決を お願いするものでございます。16ページをお願いいたします。市道の認定でございま す。場所が中ほどに書いてございますが、プリマハムのところでございます。プリマハ ムの拡張工事のために整備された、少し小さくて恐縮ですが、矢印のついた部分でござ います。こちらは進入道路が整備されまして、それが市に寄付されたことに伴う市道の 認定となってございます。1ページお捲りいただけますでしょうか。17ページをお願 いします。議案第54号につきましては、神立駅東西自由通路の開通に伴いまして、既 存の人道橋が撤去されたことに伴う廃止でございます。18ページをお願いいたします。 訴えの提起でございます。市営住宅の滞納家賃の納付,明け渡しを求める訴えの提起で ございまして、滞納月、滞納額は記載の通りとなってございます。19ページの方をお 願いいたします。議案第56号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変 更につきましては、神立駅の自由通路、駅舎橋上化などの完了により、事業から削除す るため一部事務組合の変更の協議が必要となったことから, 自治法の規定によりまして, 土浦市, かすみがうら市の協議内容について, 議決の方をお願いするものでございます。 20ページをお願いいたします。議案第57号土浦・かすみがうら土地区画整理一部事 務組合規約の変更に伴う財産処分につきましては、自由通路、歩行者専用道路につきま して、一部事務組合からそれぞれの市に帰属することに伴います財産処分を行うにあた りまして、こちらにつきましても自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いす るものでございます。補正につきましても続けてよろしいでしょうか。
- ○内田委員長 ここで1回切りましょう。
- ○船沢市長公室長 説明は以上でございます。
- ○内田委員長 何かございますか。

- ○吉田 (博) 委員 訴えの提起は建設部の方から話を聞いてない。あまりにも差が大きすぎるよな。片や6ヶ月、片や50ヶ月なんてさ。どういうふうな基準で訴えているのか、何か話はある。
- ○船沢市長公室長 こちらにつきましては、50ヶ月と6ヶ月とすごい差があるということで、私も建設部の方に聞いたのですが、この6ヶ月の方は、過去も同じように滞納されておりまして、その時も次は必ず履行するという約束を得たのですが、その後も滞納を繰り返しているということで、今回初めての6ヶ月ではなくて、過去も繰り返しております。
- ○内田委員長 払っていないということだな。
- ○吉田 (博) 委員 相手も相手だな。
- ○内田委員長 敵もさるものだよ。いいですか、吉田さん。
- ○吉田(博)委員 はい。
- ○内田委員長 私の方からね、汚泥再生処理センターってやつね、これ、なんか、きれいにする、浄化する、色々あるでしょうから、簡単に説明してくれない。担当委員会じゃなくて理解していないものだから。
- ○船沢市長公室長 今回どういうふうな施設かと申しますと、今まで汚泥だったものが 今回新たに処理するものが、農集に関する汚泥も処理できるようになります。処理した ものにつきましては、助燃剤といたしまして清掃センターで再利用出来るものでござい まして・・・。
- ○内田委員長 助燃剤って何だ。
- ○篠塚委員 燃えるもの,助燃剤。
- ○船沢市長公室長 こちらにつきましては国の補助制度でも、再生することによって補助を得られるものでございまして、もしそういうことがない場合単独で整備することになります。ですから、国の補助をもらうのに合わせますし、土浦市の実態も合わせるような形です。
- **〇内田委員長** ということは処理したら、その後、何か処分する費用は出ないの。そこで全部完結しちゃうの。その施設は。当然水分は出るんでしょう。
- ○篠塚委員 出ますよ。今までと同じように。今も粕毛にありますよね。あれと同じ、あれの量がでかくなった感覚。新治の農集が入って、処分量が増えるので・・・。
- **〇内田委員長** だけど、助燃剤として、今までこれだけ処分していたものを、量はともかく、これだけ処分しなければならないものを、助燃にならない部分があるのかな。
- ○篠塚委員 ありますよ。
- ○五頭副市長 現在は農集の余剰汚泥、水処理すると汚泥が出ます。農集の余剰汚泥は あの中には持ち込んでいないです。別処理。あそこは、市がし尿を持ってきて処理して いる。今度は、農集の余剰汚泥もいっしょに処理出来る施設にする。それと大きく違う のは、現在の施設は脱水率が低いんです。ですから、西根の焼却場へ持ち込めないです。
- ○内田委員長 なるほど。
- ○五頭副市長 今度は脱水率が高くなるので、西根で焼却出来る。

- ○内田委員長 あっ、出来るんだ。それが肝心だよ。
- ○五頭副市長 今まで外で処分していたものが、自分の所で完結処理出来るようになる。
- **○内田委員長** 完結だ。別に水分をカットしてその残りのものは西根で燃せる。それで 完結という施設になると。
- ○五頭副市長 100%でないというのは、農集の施設がいくつもあります。農集の施設の中には脱水まで出来る施設を持っている施設もある。
- ○内田委員長 なるほど。
- ○五頭副市長 そこの部分まで受けるとなると、この規模がものすごく大きくなって事業費がものすごく大きくなる。ところが農集の施設を入れないと補助対象にならない。ですから、一部入れる。それで、補助対象に引っ掛けて。ですから処理が2本立てです。 農集で独自に処理している部分と、こちらで一括処理する部分と。
- **〇内田委員長** ちなみに農集が幾つあって、その内の幾つがどっち行く、こっち行くって分かるの。
- ○五頭副市長 今処理できるのはどうなんだろう・・・。
- ○寺内委員 古い所はやっていくしかないんじゃないかな。
- ○篠塚委員 古いやつですね、新しいのは多分・・・。
- **〇内田委員長** いいでしょう。後でまた聞きます。他に何かございませんか。 (「なし」との声あり)
- ○内田委員長 無ければ追加議案を。
- ○船沢市長公室長 追加議案につきまして21ページからご説明させていただきます。 例年行ってございます一般会計、特別会計の精算等の決算見込みによります補正予算を 計上するものでございます。一般会計といたしましては,8億9,200万円の補正減, 特別会計を合わせました総額では合計にございます通り、8億9、775万1、000 円を補正減するものでございます。22ページの方をお願いいたします。一般会計の主 な補正予算につきましては、歳入の方から始めさせていただきます。前年度の実収収支 の残を全額計上、地方消費税交付金につきましては、県からの確定値につきましての増 額,市債につきましては,事業の進捗,入札による減に伴う減,臨時財政対策債につき ましては、発行可能額について確定値を減するものでございます。歳出の方に移らせて いただきます。 荒川沖木田余線の I 期、神立駅西口土地区画整理事業につきましては、 事業の進捗に合わせた形からの減、それから、ふるさと土浦応援寄付事業についてでご ざいます。寄付金の減に伴うものでございますが、歳入の方でも2億円ほど減をしてご ざいまして、当初の見込みでは、3億2、500万円が1億1、900万円の見込みと なってございます。こちらにつきましては、メディアではアマゾンの商品券、それを送 っている所が色々話題になっておりますが、泉佐野市が全国でも集中してございまして、 135億円を集めている状況でございます。アマゾンにみんな集中している状況でござ います。総務省の方からも是正処置が出てございまして、新年度にそれを続けることに よりますと特例枠が無くなるような動きとなってございますので、その辺の様子を十分 勘案しながら新年度は、私どももルールの範囲内で努めていきたいと考えてございます。

それから、最後の23ページをお願いいたします。人事案件でございます。議案第66号につきましては、土浦市公平委員会委員の選任の同意、及び諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦については、いずれも任期満了によるものでございます。記載の任命につきましては、現在の任期満了となります委員さんの名前を記載しているものでございます。説明につきましては以上でございます。

- ○内田委員長 公室長ね。さっき、補正予算の説明をするときに8億という言葉が出ていたんですけれど、それはどこに書いてある数字。2回ばかり8億と言っていたけれど、書いてない。
- ○船沢市長公室長 これは、数字ではなくて計算したものでございます。
- ○内田委員長 意味が分からないんだよ。何を説明しているか分からない。
- ○船沢市長公室長 申し訳ございません。一般会計につきましては、私8億と書かせていていただきましたが、21ページの表でございます。失礼いたしました。4億4、689万7、000円でございます。こちらの記載の通りでございます。すみません、訂正させていただきます。
- ○内田委員長 だよな。
- ○吉田(博)委員 補正額と書いてある。
- ○内田委員長 本来8億というふうに言った数字は4億と書いてあることを言った訳だ。
- ○船沢市長公室長 はい。失礼いたしました。訂正させていただきます。
- ○内田委員長 ということだそうです。何かございましたら。

(「ありません」との声あり)

○内田委員長 無いですか。以上、上程される議案についての説明は終わりました。執 行部の方から何かございますか。

(「ありません」との声あり)

- **〇内田委員長** それでは、午後から全員協議会ですので、執行部の方は退席していただいて結構です。ご苦労様でした。
- ○五頭副市長 午後の全員協議会よろしくお願いいたします。

(執行部退席)

- ○内田委員長 それでは、再開いたします。次の請願・陳情の協議に移る前に、今定例会で、平成31年度当初予算については、予算特別委員会を設置して審査をしていただくことになっております。審査の方法については、11月の議会運営委員会で皆さんと確認をいたしましたが、慎重に慎重を期すため、皆さんともう一度、確認をしたいと思います。事務局からご説明いただきます。
- 〇川上事務局次長 改めまして、資料のNo. 2、それから、ただ今配布させていただきました補足説明資料の方をご確認いただきたいと思います。3月定例会の日程案でございますけれども、これまで議会運営委員会でご協議いただいた、当初予算の審議方法の変更点を、具体的にお示しをしたものでございます。まず、予算特別委員会の審議をスムーズに行うために、委員長・副委員長を3月5日の全員協議会で内定をしていただきます。委員会の発足前でございますが、その選出方法につきましては、委員会条例に基

づき互選により選出していただくのがよろしいかと思います。予算特別委員会の設置 は、議案質疑の終了後でございますので3月13日ということになります。13日は、 先ほどご審議いただきましたけれども、午後1時30分から本会議が開始予定となって おりますので、委員会の開催は14日からとなるのを見込んだものでございます。14 日午前中に予算特別委員会全体会を第1委員会室で開催いたしまして, こちらは今まで 総務市民委員会で審査をしていただいていた予算の歳入の部分を、全議員で審査をして いただくものでございます。説明は今まで通り財政課長が行いますけれども、審議の内 容が多岐に渡って行われることが予想されますことから、説明員につきましては全部課 長が出席するということでございます。会議室の大きさの関係から課長につきまして は、出入りは自由に行えるものとしたいと考えております。歳入の審査の終了後、各常 任委員会に分かれていただいて付託されました議案の審査、それから、予算特別委員会 の分科会といたしまして、予算の歳出の部分、常任委員会の所管の部分の審査をお願い するものでございます。当初予算でございますので、ボリュームの方かなりございます ので、14日だけでは終わらない場合、常任委員会、分科会の審査が終わらない場合で ございますね、15日の午前中を常任委員会の予備日として設定してございます。15 日の午後でございますけれども、分科会方式で審査ということでございますので、予算 特別委員会としての審査結果ですね、例えば、可決、否決、修正等の結果、こちらをま とめる必要がございますので、全体会の開催をお願いするものでございます。この時 は、執行部側の出席者は無く、歳入の部分につきましては、予算特別委員会の委員長か ら、歳出の部分につきましては、各分科会の委員長からそれぞれ報告をしていただき、 報告内容について質疑を受けていただく形になります。質疑が出尽くした段階で委員会 としての採決、そして、委員長報告書の検討という流れになってまいります。説明は以 上でございます。

- **〇内田委員長** 質疑は委員会でやるということだね。本会議での質疑はないということ だな。
- ○川上事務局次長 委員長報告に対するものですか。
- ○内田委員長 それはあるか。
- 〇川**上事務局次長** 本会議では出来ないです。
- ○内田委員長 そうだよね。本会議は討論だけか。
- ○吉田(博)委員 討論だけだな。討論は出来るということだな。
- **〇内田委員長** その部分についての認識が、皆さん、形が変わるので、その部分が肝心、変わった大きな部分だと思うので、その辺は念入りに説明して下さい。ということです。如何でしょうか。今まで随分議論しましたから、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

- **〇内田委員長** では、我が市議会において、初めての予算特別委員会を設置してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明お願いします。
- 〇川上事務局次長 資料 No. 4 になります。提出期限まで、あと一週間ありますが、今

日までに提出されましたのが、陳情が2件でございます。受理番号1全国知事会の「米 軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の 見直しを国に求める意見書を提出する事を求める」陳情書で、大阪府の日米地位協定を 見直す会の共同代表 難波希美子氏から郵送により提出された陳情書でございます。本 文を朗読させていただきます。資料の方は1ページになります。要旨、2018年10 月, 辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにも係わらず, 国は, その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地 位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。 日米地位協定の考え方第二条第1項に、米軍は、我が国の施政権下にある領域内であれ ば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている。我が国が米軍の 提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていないとあるように、日 本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。そんな中、全国知 事会では、2016年11月から6回に渡り米軍基地負担に関する研究会を開催し、2 018年7月にとても意味のある提言を発表しました。この提言が、実現出来るよう に、貴議会が国に意見書を提出してもらいたく考えます。陳情事項、土浦市議会は、全 国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨を支持し、国に意見書を提出する事を求め る。意見書案は次のページに載ってございます。次に受理番号2でございます。奥山等 のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻 すことを求める陳情書でございます。兵庫県西宮市の一般財団法人日本熊森協会会長 室谷悠子氏から、郵送により提出された陳情書でございます。本文を朗読させていただ きます。資料は5ページになります。陳情の趣旨,戦後の拡大造林施策により造林され た1030万 ha の人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字 になるなどの理由で、間伐もされずに放置されており、青々とした外観とは反対に、内 部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。平成31年度の通常国会に提出され る森林環境税及び森林環境譲与税法案は、わが国の私有林の整備を進めるために、住民 一人につき毎年1、000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円 の税収が見込まれています。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交 付する予定です。人工林を造りすぎてしまったことは、私たちだけだはなく、林野庁も 認めていますので,私たちはこの税を使って,林業採算の取れない放置人工林は以下の 目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情 いたします。山の保水力回復、大雨でも崩れにくい災害に強い森造り、野生動物たちの 餌場を山奥に復元することにより棲み分けの復活,花粉症の軽減。陳情事項,箱の中を 読ませていただきます。森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項, (1) 奥山等の放 置人工林を持つ市町村は人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さ ねばならないといってきた、①奥山全域、②尾根筋、③拓沿い、④急斜面、⑤山の上3 分の1の放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業に使ってください。 (2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は水源の森がある他市町村の放置

人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民

やこどもたちに伝える環境教育に使ってください。これらは市外からの郵送による提出でございますので、申し合わせ事項では、本会議の上程は行わず全議員へのコピー配布となってございますので、ふたつの陳情書につきまして同様の取り扱いでよろしいのか、ご協議の方をお願いいたします。その他資料の中段にございますけれども、受理番号の4と受理番号の5、こちらの方は、文教厚生委員会の方で継続審査になっているものでございます。説明は以上です。

〇内田委員長 はい,ご説明をいただきました。今までの慣例ですと,全員協議会でコピーを配布するということになりますが,皆さんご意見がございましたら伺います。

(発言者なし)

○内田委員長 よろしいですか。

(「はい」との声あり)

- **〇内田委員長** 前例どおりコピーを配布するということにいたします。それでは、各種 委員会等委員の選出について事務局から説明願います。
- 〇川上事務局次長 今回は1件の選出依頼が来ております。名前は土浦市健康つちうら21計画推進委員会委員でございます。選出すべき人数が1名,任期は4月1日から3年間でございますけれども,市議会議員の改選がございますので,委員の任期は4月の1ヶ月でございます。改選後に再度選出依頼が出てくるものと思われますけれども,執行部の方へ確認いたしましたところ,委員の空白期間を作りたくないということから,選出依頼があったものでございます。従来の選出方法でございますけれども,文教厚生委員会から1名ということでございます。選出する常任委員会についてご審議をお願いいたします。
- **〇内田委員長** それでは、土浦市健康つちうら21計画推進委員会委員は文教厚生委員会から1名選出するということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○**内田委員長** 文教厚生委員会から選出するということでございます。それでは、協議 事項(3)要望書について事務局から説明願います。
- 〇川上事務局次長 資料 No. 5 になります。こちらは、公益社団法人土浦法人会会長宇田川仁一郎氏から提出されました提言書でございます。提出日は、昨年の12月6日でございました。タイトルは平成31年度税制改正に関する提言についてでございます。表紙の部分を朗読させていただきます。平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。本会は、健全な納税者の団体であるとともに、よき経営者をめざすものの団体として、企業経営と社会の健全な発展に貢献しようとする公益法人であります。さて、私ども法人会は、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えておりますが、本年も、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、依然として厳しい経営状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を別添「平成31年度税制改正に関する提言」のとおり取りまとめました。つきましては、この提言の実現のために格別のご配慮を賜わりますよう、お願い致します。次のページから具体的な内容が書かれておりますが、朗読は省略させていただいてよろしい

ですか。

(「はい」との声あり)

- 〇川上事務局次長 慣例では、要望書の取り扱いについては、全員協議会でコピー配布 となっておりますので、この要望書についての取り扱いをご協議お願いいたします。
- **○内田委員長** これは、例年上がっているものですからコピーして配布でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- **○内田委員長** ということにいたします。次に協議事項(4)委員会会議録のネット公開について、ご協議をお願いいたします。
- 〇川上事務局次長 こちらは、資料はございませんけれども、この件につきましては、 昨年11月22日の議会運営委員会でご協議をいただいたものでございます。その後の 全員協議会におきまして、海老原議長から3月の議運で結論を出していきたいので、会 派の中で協議をし、今日の議運に望んで欲しいとの説明があったものでございます。公 開していくのか、するのであれば、どの会議録から公開していくのか、いつから行うの かということについて、引き続きご協議をお願い出来ればと考えてございます。
- **○内田委員長** 会派の方の皆さん、私どもの創政会は異議なしということでございますが、何かご意見等ございましたら。

(発言者なし)

- **〇内田委員長** ご意見が無いようでございます。問題は、公開はいつからやるのかということと、いつの分からやるのかということですね。
- ○川上事務局次長 はい。公開する準備は整っています。4月とかでしょうか。
- ○内田委員長 4月から公開出来ると。
- 〇川上事務局次長 はい。
- ○内田委員長 いつの分からかというのは、平成30年度か。
- 〇川上事務局次長 本会議と同様の様式として整っているのが、平成30年度の4月からなので、そこからお願い出来ればと思います。
- **〇内田委員長** はい。ということで準備は出来ているということで、皆さんからGOのサインが出ればということですな。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- ○内田委員長 GOということです。次に、協議事項(5)常任委員会の委員の任期について、協議をお願いします。事務局から説明お願いします。
- 〇川上事務局次長 こちらも、昨年11月22日の議会運営委員会におきまして、県内30市の常任委員会の改正につきまして、私の方から資料を説明させていただいたものでございます。改選前の委員会所属も含めて、改選している市が24市。それから、改選前の委員会所属は認めない、あるいは、なるべく別の委員会とするというのが5市でございます。土浦市と同じように、委員会の所属変更を行わず同一委員会で選任をしているのが1市というような状況でございました。今後どのような形で進めていくのかを3月中に結論を出していこうというのが、前回の議論でございましたので、引き続きご

協議をお願いします。

〇内田委員長 はい、ありがとうございます。委員長からこの件についてですね、ちょうど1年か1年半ぐらい前ですか、決算特別委員会、予算特別委員会についての議論が始まり、皆さんと色々な議論をしてまいりまして現在の形になりました。同時に委員会が4つから3つに変わったということで、委員会の各部担当の構成が変わってしまいました。ですから、その議論が前期、前々期から、2期連続ではだめだということで、委員会の希望を取って今日に至っているのですが、ベースである委員会が変わっちゃって、変わっていないのは文教厚生委員会だけというようなことになってしまいまして、ベースが違っているものですから、議論が出尽くしていない部分があります。当然3月、今議会で決定するのが少し難しいのかなという気がします。しかし、皆さんがやれというのであれば、やってもいいのかなと思いますが、非常にその点、判断が難しい時期なのかなと。当然、委員会構成は、改選後、議長経験者会議で決定するので、その時の議論にお任せするのか、ここで縛っちゃうのかなということになると思うけれど、この件については、議長が石を投げたことなので、もし一言あればどうぞ。

○海老原議長 議運の委員長から、前回の内容と少し変わってきたんだと。基本的にはですね、何と言っても、決算特別委員会の中で、新人議員がですね、あまりよく分かっていないということもあります。今回は予算特別委員会が初めて発足いたしまして、前提が少し変わってまいりました。ただ、やはり、根本的には、基本的にはですね、委員会の任期は2年でございますので、その2年の時にですね、何らかの、なぁなぁという言い方は、これは失礼かもしれませんが、やはり2年の時にですね、何らかのですね、その時に、委員会で、そうだとかそうじゃないとかの部分、もう1回。今回は別にしましても、次回は誰がなるか分かりませんけど、その時に、もう1度、委員会の任期は2年でございますが、その時にですね、どうするかは検討していただきたいと思います。今日、結論が出ないとしても。といったことでよろしいでしょうか。

〇内田委員長 はい。条例になっているんだっけ。規則になっているんだっけ、2年というのは。

〇川上事務局次長 委員会条例です。

○内田委員長 委員会条例で2年というふうになっています。それが、議論もアクションもなく、過去4年間来てしまったということがございます。ただ条例にある以上、やはり希望を取って、希望がそのままであればということで、やっぱりアクションはすべきだよね。希望は取る。それで延長であればそのままのスタイルでいく。希望を取ってということだけはやるべきだと私は思うのですが。皆さんのご意見があれば、延長したい人はそのまま延長出来るとなるんだろうと思うんですよ。

○寺内委員 いいんじゃないの、それで。

○篠塚委員 申し送り事項として、2期ですか、やったら、次は委員会は変わると。ただ、3つの委員会になりましたので、それを、まずどうするのかと。それから改選後は、2年に1回は希望を取るべきだと思います。その2点です。

- ○内田委員長 私ね、その辺、迷っているんです。篠塚さんの後の問題、希望は取るということについては、そのままで、皆さんのご意見があれば、その点についてだけ、ちょっと皆さんのご意見があれば。希望を取るということで条例に書いてありますので、それだけは皆さんお認めいただいて、次の問題、2期を超えてはならないという今の申し合わせについて、4つの委員会と3つの委員会との差が出て来ちゃったので、この縛りをどうするのかということについて、例えば、文教厚生委員会だけは2期連続はだめですよという訳にもいかないような気がするので、皆さんどうでしょうかね。1回がらがらぽんにしちゃうという方法もあるんだよね。
- ○寺内委員 それしかないだろうな。
- ○内田委員長 要は、改選後がスタート、改選後から2期連続はだめだというような形ね、2期連続は活きていると。ただ、スタートが今回スタートというようなこと、違う、今期も入れるのか。2年間だけど。
- ○寺内委員 今期は3つの常任委員会になったから入れなくていいんじゃないの。
- ○吉田(博)委員 そうすると、2期連続の1期って何年になるんだ。

(「4年」との声あり)

- 〇内田委員長 普通, 4年。
- 〇寺内委員 4年。
- 〇内田委員長 今までは4年。
- **○吉田(博)委員** 委員会条例だと2年で変わるんでしょう。ということは2年が1期というような・・・。
- ○内田委員長 8年というようなことにした方がいいのかな、じゃあ。
- ○寺内委員 その方がいいのかな。
- ○吉田 (博) 委員 そう取れるよな。
- 〇川上事務局次長 申し合わせでは2期8年となっております。
- ○内田委員長 8年と入っているのか。それでいいんだ。
- ○吉田(博)委員 2期8年。
- ○寺内委員 やっぱり私らが最初に決めた時には、やっぱり2期8年同じ常任委員会にいて、その常任委員会に入りたい人数が多い時には、その2期8年いた人は変わるということで、やったんだよな。だから、例えば、自分がこの常任委員会にいたいという時、定員ならそれでもいいんじゃないかなと思う。ただ、一つの常任委員会に10人集まって、別の常任委員会に4人しか集まらなくて、3人オーバーになっちゃった時には、2期8年の適用をやって動いてもらうというのをやっていたので、それでいいんじゃないかと思うんだよ。
- **〇内田委員長** 寺内委員ね。今までこのやり方がスタートして、2期を超えたことはない、事例としてない。2期やった人はその委員会を希望してはいかんということ。もしあってもそれは無視ということで、やってきました。これはね。ですから、2期8年というルールがありますから、それに基づいてやるということにしましょう。
- ○寺内委員 いいよ。だからこれから8年ということでいいんじゃないの。

- ○**篠塚委員** 改選後は希望を出して、最終的には歴代の議長・副議長で選ぶんでしたっけ。
- ○内田委員長 そう, そう。正副議長経験者。
- ○篠塚委員 正副議長経験者ということで。
- ○吉田(博)委員 いや、議長経験者だろう。
- ○篠塚委員 議長経験者でしたっけ。
- ○内田委員長 だっけか。
- ○篠塚委員 議長経験者で・・・。
- ○内田委員長 なんて書いてある。
- ○塚本事務局局長 正副議長経験者。
- 〇内田委員長 正副議長経験者。
- ○吉田(博)委員 いや、そこに副議長が入っていたことは1回もない。
- ○川**上事務局次長** 委員会を決める時には議長経験者だけです。
- 〇内田委員長 そうか選考委員会か。
- ○**篠塚委員** 改選後2年で希望を取るのであれば、希望を取った時にも同じように議長 経験者で決めるのか、そこのルールはどうするのか、やっぱり、そこも決めておいた方 がいいのかと思うんですが。
- ○内田委員長 ちょっと今の意味が分からなかった。
- ○**篠塚委員** 2年経ったら委員会希望を取る訳ですよね。希望を取って第1希望,第2 希望と色々やるわけですよね。で、どこにするかって。だぶった場合に決めるのは議長 経験者が決めるわけですが、2年経った時にも議長経験者が決めるのかということ。
- ○内田委員長 それは明快ですよ。要するに、まだ議会の形態が成していないから、議 長経験者がやっているので、2年経った後は組織が出来ているでしょ。議運であると か、議長であるとか。
- ○篠塚委員 議運で決めると。
- ○内田委員長 ですから、それは普通の状態です。
- ○篠塚委員 普通の状態ということ。
- ○内田委員長 異常事態だから。
- ○篠塚委員 異常事態ですね、はい。
- ○内田委員長 ということでご理解いただければ。
- ○吉田(博)委員 そういうことです。
- **○内田委員長** 大体2年で希望を取ると、ただし、まとまらなければ議運で調整する。 要するに、来期からスタート、2期8年というのが、ということを明記しておいて下さい。ということでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

- **〇内田委員長** 次に参ります。どこからだ。
- ○寺内委員 国、県の要望について。
- ○内田委員長 次に、協議事項(6)国及び県への要望について、協議をお願いしま

す。事務局から説明お願いします。

〇川上事務局次長 こちらは、資料の6-1と6-2と様式しかお示ししていないです けれど、説明させていただきます。これは、茨城県市議会議長会におきまして、国及び 県に要望書を提出するための準備として、毎年、8月初旬に、県南市議会議長会の方に 要望の取りまとめの依頼が来ていたものでございます。茨城県市議会議長会への回答期 限が9月中旬でございますので、今までは、各議員からの要望の取りまとめをする時間 的な余裕がございませんでした。平成31年度におきましても、県市議会議長会を通し た、この国及び県への要望書の提出というのは、必ずありますので、まずは、市議会議 員、お一人お一人にお声を掛けさせていただき、要望書の提出があったものを、県南市 議会議長会で議決し,県へ提出するべきとの判断が県南市議会議長会であったものでご ざいます。県南市議会議長会の次回の開催は、5月22日と決定しておりますので、選 挙が控えておりますので、時間的に余裕がございませんが、提出されたものを土浦市議 会としても、全員が確認をする必要があると思いますので、要望事項をお持ちの議員に おかれましては、様式6-1が国への様式、6-2が県へ様式になりますが、こちらに 記入の上,事務局まで提出をお願いするものでございます。これから4月中も含めまし て、あらかじめ全員が集合する機会というのが、本会議を除きますと、3月5日と13 日の全員協議会だけですので、要望書の提出があった場合には、遅い方の全協、13日 の全員協議会で検討してもらうということを考えますと、要望書の提出は11日、一般 質問の初日までということで期限をつけさせていただければと考えているものでござい ます。説明は以上でございます。

- ○内田委員長 これは、個人名を書く所がないんですが。
- ○川上事務局次長 すみません。書く所がないんですけれど・・・。
- ○内田委員長 土浦市のその下に書いておけばいいか。
- 〇川上事務局次長 全協でも説明していただくことになるので、その時には直して個人名で書けるようにしておきます。
- ○内田委員長 様式を直しておくんだな。
- **○吉田(博)委員** そうすると川上君さ。個人で出すことを募る。全協なんかで説明する。提出する時は個人じゃなくて、土浦市議会の要望というふうになってくるのね。
- ○川上事務局次長 29年度に、つくばエクスプレスの茨城空港延伸というのを、県南市議会議長会で県の方へ上げているんですけれども、その時に議論をいただいたように、県南に土浦市から出すのに、土浦市の議員さんを通していないというのが議論になりましたので、順番として、下から吸い上げて市議会の意思として出すという手順を踏ませていただけたらということです。
- **○吉田(博)委員** 確かに、土浦市の意思だよというところだよね。ましてや、国や県に対する要望だからな。一つ提案なんですが、議運のメンバーもいることだし、国に対して霞ヶ浦医療センターの改築、これを議会で国に対して要望でまとまらないかという意見を持っているんですけれど、いかがでしょうかね。
- ○内田委員長 私も大賛成で、とりあえず吉田さんの名前で書いて、そうすると当然、

賛成になると思うから, 反対する人はいないから。

- ○吉田(博)委員 状況的に黒字が続いていて、毎年の収支でね。あと2~3年で医療 センターとしては黒字になるという所もあるから、そういう時に議会としてもやるタイ ミングが良いのかなと思うんだよね。
- 〇内田委員長 全員,書いて下さい。
- ○**篠塚委員** 要望事項がたくさん出た場合には、全員協議会でそれをまとめて、結構時間が掛かると思うので、もしよろしければ、会派の中でまとめていただいて、ある程度まとめたものを、全員協議会で議論した方がスムーズに進むのかなと思うので、如何なものでしょうか。
- 〇吉田(博)委員 それも良いよね。
- ○内田委員長 では、会派として提出するということにしようか。
- ○篠塚委員 各自出してもらって。その場でいっぱい出てくると・・・。
- **〇内田委員長** ごちゃごちゃになっちゃうか。
- 〇吉田(博)委員 いっぱい出ていいんだけれどもね。やっぱりある程度はね。
- **〇内田委員長** 会派の全員が出したと。それをコピーして皆で話し合いをして、これは 止めるとかこれはやると相談して、会派でこうですよという形で提出するとこういうこ とだな。
- ○吉田 (博) 委員 一つの会派じゃなくても良いんだからね。幾つあっても良い訳だからね。
- 〇川上事務局次長 国への要望なんですが、県南で一つしか上げれないので・・・。
- ○篠塚委員 なるほど。
- 〇川上事務局次長 ですから、土浦市の国への要望書は、一つにまとめられればなと。 県の方へは数の制限はないですけれど。
- ○海老原議長 県南で10市がございまして、県南10市からの要望、1つをどれにするかを、県南市議会議長会で決めています。
- 〇小坂副委員長 県南市議会議長会で決めるために意見を出してくれと。
- ○寺内委員 それじゃあ、さっきのやつはだめだっぺ。土浦だけだから。
- ○篠塚委員 さっきの霞ヶ浦医療センターの医療施設の充実を図って欲しいという要望であれば、全体でも良いという感じですか。
- ○海老原議長 霞ヶ浦医療センターの医療施設の充実を図って欲しいと提出したとして も、県南市議会議長会から県への要望は一つなので、優先順位が・・・。
- ○川上事務局次長 国へが一つです。
- ○海老原議長 国への、県南10市ではちょっと何とも・・・。
- ○寺内委員 エクスプレス位しかないよ。
- ○小坂副委員長 そうだよね。
- ○篠塚委員 県南地区の医療施設の充実をとなれば・・・。
- 〇吉田(博)委員 県南議長会は関係無しに、土浦市として、議会として、国に行こう、医療センターの件は。

○内田委員長 分かりました。話しを整理します。あくまでも今の話しは、県南議長会の方行性を申し上げたので、私の話しなり、吉田委員の言っている話しは、それを超える話しになってしまうので、それはそれでやりましょうと。土浦市独自でやろうよというような理解の仕方で良いじゃないですか。そういうことにしましょう。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

- 〇内田委員長 最後に事務局。
- ○塚本事務局長 積み立ての話し。
- ○宮崎事務局係長 議会運営委員会で、毎月3、000円の積み立てをしてございますけれども、改選前となりましたので、2月で引き落としの方をストップさせていただきたいと存じます。現在残高が、20万6、610円。1人2万9、500円、3月定例会中に委員の皆様にお戻しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇吉田(博)委員 2万9,500円。

(「3万にしちゃえばいいんだよ」の声あり)

- ○内田委員長 誰が出すんだよ。
- ○寺内委員 最後の500円は委員長から貰って。
- 〇吉田(博)委員 切りを良く出してやれよ。
- ○篠塚委員 宝くじは今日までですから全部つぎ込んで。
- ○小坂副委員長 任せる。
- ○内田委員長 ということでございます。
- 〇塚本事務局長 もう1件ございます。定例会の最終日。3月19日でございますが,恒例の3月定例会終了後の執行部との懇親会を予定させていただきたいと思います。午後6時からということで,場所は霞月楼,金額については積立金等もご利用いただきまして,会費1万2,000円としたいと思っております。よろしくお願いいたします。 〇内田委員長 この金額については,去年が1万1,000円だったのかな。局長,1
- ○内田委員長 この金額については、去年が1万1、000円だったのかな。局長、1万1、000円だったのか。1万円か、その前が1万1、000円か。
- 〇川上事務局次長 3年前です。
- ○内田委員長 3年前が1万1,000円にしたことがあるんですよ。実は、打ち合わせをしたからご免なさいなんだけれど、私から言って。特に今回は委員会の戻りがいっぱいあるから、2,000円ぐらいアップしてもどうっちゅうことあんめぇということで、どうせ霞月楼でやるならば、最低これ位でやれと、それで先輩議員もいたけれど、やれ料理がまずいとか、銭出さないで旨いもの食える訳ないので、そういう裏話がなんだけれど、ご理解いただけるでしょうか。

(発言者なし)

- ○塚本事務局長 1万2,000円。
- ○内田委員長 1万2,000円でも足りない位だよ。
- ○小坂副委員長 そうですよね。

- ○**寺内委員** 局長。今回部長は花束贈呈だっぺ。引退する議員さんもやってやんだっぺ。それだったら色々費用が掛かるから出さなきゃならないと思うけれど。
- **○内田委員長** 30~40年前の議員が霞月楼でやったって1万円だっぺよと。今,この時期1万円が高い話っちゃあんめぇよということでご理解いただけるでしょうか。

(発言者なし)

- ○吉田 (博) 委員 退職部長に花束やって一言もらうのをやっているんだよな。
- ○**寺内委員** 今回, 議員のもやるみたいだよ。
- ○吉田(博)委員 辞める議員さんも同じ花束やってさ。
- ○川上事務局次長 別の物を考えています。
- ○吉田(博)委員 何,別の物って。
- 〇川上事務局次長 松本議員がいらっしゃるので。花屋さんに花を差し上げて も・・・。
- 〇内田委員長 意味が無い。
- ○寺内委員 なるほどな。
- 〇吉田 (博) 委員 そう考えるか。なるほど。
- ○内田委員長 昨年1万円でやっていて、同じ事をやっているんだよね。2,000円プラスすれば事務局も苦労しないだろうということなんですよ。

(「いいでしょう」との声あり)

- 〇吉田(博)委員 それが正当な理由だろう。
- ○内田委員長 ということでございます。ご理解願います。
- ○塚本事務局長 昨日,茨城新聞社の方から連絡がございまして,立候補者の経歴とか写真を選挙の際に記事にしている。前回も写真を撮らせていただいたということで,そういう場をセッティングをしてくれないかということで連絡がありましたので,今のところ3月11日の一般質問の前9時からということで,今日の全員協議会の最後に議長から。出来れば今回,霞月楼の件も少しお願いしたいので,後でお話しを,お辞めになる方等,お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- ○内田委員長 ということは、11日は9時に庁舎入りしないとだめだということ。
- ○塚本事務局長 はい、10時からですが、1時間前に入っていただいて順番に写真を 撮っていただきたいというご連絡を、今日、全員協議会でお伝えします。
- 〇内田委員長 ということは先着順。
- ○塚本事務局長 まあ・・・。
- ○内田委員長 俺は後でもいいから9時30分に来てもいい。そういうことだよな。
- ○篠塚委員 例えば、写真を撮らなくてもデータを渡せばいいのかな。
- ○寺内委員 それでいいんだよ、ネガを渡せばいい。
- ○塚本事務局長 確認してみます。
- ○海老原議長 ちょっといいですか、別な件で。
- ○内田委員長 ちょっと待って、データでいいか、肝心なことだからね。
- ○塚本事務局長 確認は取れるのでしてきますか。

- ○内田委員長 解散する前に結論を出しておきたい。
- ○寺内委員 聞いた方がいいよ。
- ○塚本事務局長 はい。
- ○海老原議長 別件で、土浦記者クラブから立候補予定者の方に調査が来たと思うんです。NEWSつくばの坂本さんから連絡がありまして、NEWSつくばは、今、土浦記者クラブに入っていないんですよ。皆さんも記者クラブにデータを送ったと思うんですが、それは、NEWSつくばでは教えてもらえないんだということで、議長、協力してくれと言われたのですが、同じようにNEWSつくばは、単独でそれぞれ個人、個人でやって下さいと返答しておきました。それでよろしいでしょうか。
- ○吉田(博)委員 それでいいでしょう。
- ○内田委員長 ということで、要するに、何つくば。
- ○海老原議長 NEWSつくば。
- ○内田委員長 NEWSつくばは、個人で任意にやってください。議会としての対応は しないと。
- 〇川上事務局次長 はい。
- ○内田委員長 はい。ちょっとお待ちいただけますか。茨城新聞の写真のデータの件で確認中です。他に、その他で皆さん、何かございませんか。議運の懇親会、どうですか。やれって言われれば、酒飲みは嫌いじゃないので。
- ○篠塚委員 関係ないといえば関係ないのですが、野球の同好会の件で、道具は島岡君の所に行っているんですかね。
- ○島岡委員 うちじゃないな。
- ○篠塚委員 どこにあるの。
- ○内田委員長 塚原君か。
- ○寺内委員 塚原君だ。
- ○篠塚委員 一応それも改選があるので、どこかに一時保管するとか、みんなの固有財産じゃないですけれども、そういうのも考えた方が良いのかと思います。
- **〇内田委員長** それは戻すべきでしょう。
- ○篠塚委員 どこか場所はありますか。
- ○寺内委員 議会事務局にあるよ。
- ○篠塚委員 ゴルフ同好会は何もないですよね。
- ○寺内委員 ない。
- 〇吉田(博)委員 野球部は金返したよな。
- ○篠塚委員 はい、いただきました。
- **○塚本事務局長** よろしいですか。今、確認しましたら茨城新聞社としては、撮影させていただきたいと、データではなくて。
- ○内田委員長 ということでございます。皆さん他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

〇内田委員長 お陰様で無事議了いたしました。本日はありがとうございました。